

昭和47年2月5日 発行

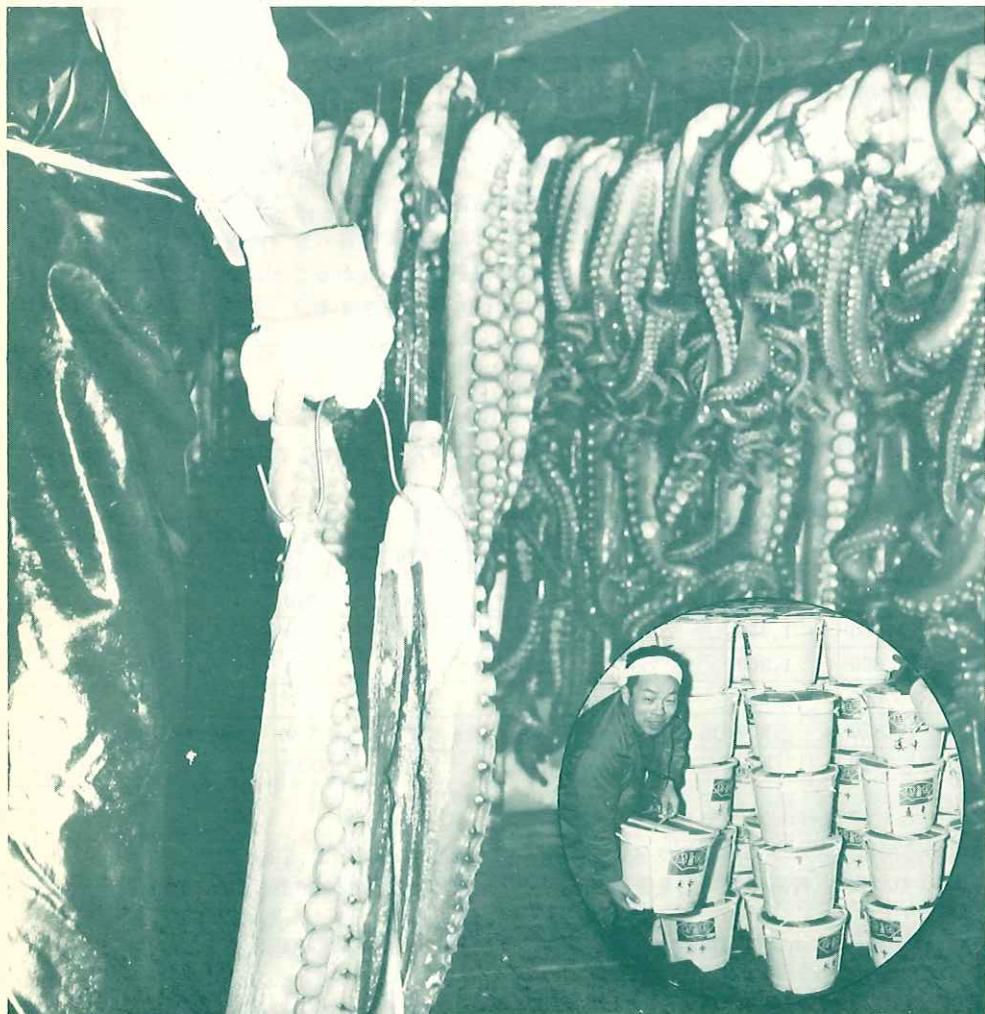


おくしり

No.85

発行 奥尻町役場

印刷 函館ぼうに印刷



出荷に追われる名産の酢たこ

全道的に漁閑期に入っていますが、本町では冬期
間の上な漁業として、のり、たこの漁獲期である。
のり、たこは高級水産物として全国から好評を博
し、ことしもいち早くこれらの生産加工がはじめら
れています。

れているが、中でもたこはゆでられた後、本島特殊
の珍味加工をほどこし、酢たこにして容器につめら
れる。遠くは東京、宮城県方面まで出荷されていく。

(写真は飛山水産加工場にて撮影)

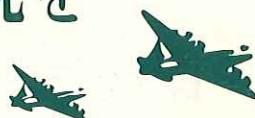
町の人口 47年1月末現在

総人口	6,382人
男	3,221人
女	3,161人
世帯数	1,555世帯

1972.2

奥尻空港の早期実現を

奥尻空港建設促進期成会



=奥尻・青苗間の電話が 市内化になります=

- 1 実施日時 昭和47年3月1日から
 2 通話方法

通話方法は次のとおりです。

奥尻から青苗の加入者にかけるとき	青苗から奥尻の加入者にかけるとき
(ハンドルをまわし、受話器をあげると奥尻局の交換取扱者が「ハイ」と出ます。)	(ハンドルをまわし、受話器をあげると青苗局の交換取扱者が「ハイ」と出ます。)
●奥尻局の交換取扱者が出たら「青苗」とつげる。 (そのまま、少し待ちますと青苗局の交換取扱者が「青苗です」と出ます。)	●青苗局の交換取扱者が出たら「奥尻」とつげる。 (そのまま、少し待ちますと奥尻局の交換取扱者が「奥尻です」と出ます。)
●「青苗です」と青苗局の交換取扱者が出たら、相手加入者の電話番号をつげる。(この時、「奥尻×××番から…」と自分の電話番号をつげる必要はありません。 (これで相手方につながることになりますので、そのままお待ちいただきます。)	●「奥尻です」と奥尻局の交換取扱者が出たら、相手加入者の電話番号をつげる。(この時、「青苗×××番から…」と自分の電話番号をつげる必要はありません。 (これで相手方につながることになりますので、そのままお待ちいただきます。)

※奥尻・青苗間以外の通話方法は今までどおりのかけかたです。

3. 料 金

奥尻・青苗間の通話料金は無料になりますが、毎月の基本料金は、奥尻局の加入者と青苗局の加入者が同額になり、電話種類別の料金額(月額)は次のとおり変更になります。

電話種類		単 獨	構内交換 電 話	2 共 同 電 話			3、4 の共同電話		地 域 団 体 電 話
				移 話 别 個 別 呼 出 式	個 别 呼 出 式	信 号 区 别 呼 出 式	個 别 呼 出 式	信 号 区 别 呼 出 式	
事務 (業用)	実 施 後	1,150	1,750	980	750	660	620	580	1,750
	実施前 奥尻	950	1,450	810	610	550	510	480	
	青 苗	850	1,300	720	540	490	450	410	1,300
住 宅 用	実 施 後	690	1,050	590	450	400	370	350	
	実施前 奥尻	570	900	490	370	330	310	290	
	青 苗	510	800	430	330	290	270	250	

4 その他の参考事項

- (1) 料金級局 毎月の使用料金額をきめる局クラスは定額制5級局(400~800加入)になります。
なお、これは奥尻、青苗の加入数を併せると475加入となり、前記の定額制5級局に該当することになります。
- (2) 債券級局 新設電話の架設および共同電話から単独電話にきりかえるときの債券払込額をきめる局クラスは5級局になり、その全額は次のとおりです。
 ●単独電話の場合 8万円 ●2共同電話の場合 1万円 ●その他の共同電話の場合 5千円
(これらの金額は新設電話を架設するときで、電話の種類を変更するときは、差額が払込金額になります)

忘れず納めましょう

今月の納税
保険税9期 (2月25日まで)

自主納税で、明るいまちづくりを進めましょう。



お年寄り安心して病院にかかることができ、いつまでも長生きしてもらおうと、町では一月から七十歳以上のお年寄りの医療費を無料化しました。

ながい間町の発展のため苦労をおねねてきたお年寄りに「ながいきしてほんとうによかった」と思われるよういたわつてあげるのは、若い人の責務ではないでしょうか。しかし、複雑化された社会や核家族化が進むなかで、お年寄りが、楽しく生活できるような環境といいのがたいものがあります。

町では、これまでに老人クラブの結成、老人福祉相談員の設置、老人健康診断の実施などを通じて生きがいのある老後をおくつてもうようつとめきましたが、さぞにどうしても病気になりがちなお年寄りを励ます意味でも、本人や家族の負担を軽くし、気軽に安心して病院にかかるてもらうようにしたのです。

だれもが年をとつていくことを考えたとき、この制度は町民みんなのものといえるわけです。すでに、町で調べたお年寄りには認定の手続きをするよう通知していますが、手違いでもれている人も次により忘れず手続きをするようにしてください。

町内に住んでいる満七十歳以上

受給資格証を窓口に

七十歳以上のお年寄りの医療費を無料化

お年寄り安心して病院にかかることができ、いつまでも長生きしてもらおうと、町では一月から七十歳以上のお年寄りの医療費を無料化しました。

お年寄りで老人福祉年金をうけていることが条件で、かつ所得制限以下の方が対象となります。

受給資格認定申請を町に出していただき、その申請により町では『受給資格証』をつくり、本人に交付します。

これは病院、診療所などにかかるときに医療保険証といっしょに窓口に出していたらものでなく、たいせつに保管しておいてください。

■無料になる医療費は

無料になる医療費は、医療保険の規定による医療費のうち、本人が負担する分です。

つまり、かかった医療費のうち本人が負担する分を町が負担するもので、国民健康保険では三割、国保以外の一般健康保険では五割の各本人負担分が無料になります。ただし、共済組合関係の医療保険で本人負担分があとで戻る「付加給付」のある場合は、この戻る分は無料化の対象になりません。

■現物給付と立替方式

昭和47年度 働く青少年の生活文募集

働く青少年のみなさん！
次の規定によって作文と詩を募集します。
すすんで応募して下さい。

応募規定

1 内容

みなさん自身の働く生活の実情や、余暇生活の体験を通しての感想、考え方さらに将来のためにたてている生活設計などを作文か詩に書いて下さい。題名は自由ですが、できるだけ次の内容のうちから選んで下さい。

- (1) 私の生きがい(人生の目標、生活の充実感など)
- (2) 私の仕事(働く生活、訓練生活、職場の先輩・仲間、後輩のことなど)
- (3) 私の余暇生活(余暇の生かし方、グループのこと、勤労青少年ホームの生活、寮生活、地域社会の生活など)
- (4) 私の生活設計(結婚とか貯蓄観など、将来の生活のための計画)
- (5) その他、離転職の体験、ふるさとを離れて働く生活など作品は1人1編とし、未発表の自作に限ります。

2 種目別 原稿枚数

作文： 400字詞原稿用紙6枚以内
詩： ク 3枚以内
枚数をこえたものは失格とされます。

3 応募資格

昭和22年4月1日以降に生れた働く青少年

4 応募原稿に付する事項

(1) 応募種目
(2) 氏名(ふりがな)、性別、生年月日、本籍地、現住所

- (3) 自分のしている仕事の種類
(4) 勤務先の名称、所在地、産業の種類及び労働者数

5 締めきり日 昭和47年2月末日

6 賞

優秀作品60編以内に内閣総理大臣賞または労働大臣賞(副賞をそえ)を授与します。

7 入賞発表

昭和47年6月末日までに入賞者あて通知するほか、報道機関を通じ発表します。

なお授賞式は、「勤労青少年の日」昭和47年7月15日(第3土曜日)に行なう予定です。

8 応募原稿の送り先

札幌市大通西4丁目 札幌第二合同庁舎

北海道婦人少年室

9 その他の

- (1) 応募原稿はお返しません。
- (2) 入賞作品の出版権は主催者に属し、広報資料として随時使用します。

受賞者が自分の作品をグループ活動機関紙等に労働大臣賞受賞作品と明示して使用することは差しつかえありません。

主 催：労 動 省



野犬掃とうを行なっています

期間 1月24日から2月28日まで

区域 全町

方法 薬品による

奥尻町

所の窓口で支払っていただき、あとで町が本人にお返しする方法です。この立替え方式で医療を受けなければならぬのは①併済、組合関係の健康保険でかかる場合②奥尻町と協定を結んでいない病院

もうひとつは、「現物給付制」といって、はじめから一円のお金もいらない方法です。

これは、病院や診療所などの窓口で本人負担分を払わなくてもよい方法で①併済、組合関係以外の健康保険でかかる場合②奥尻町と協定を結んでいる病院

かかる場合一となっています。

老人医療の助成

に関する条例など可決

(第5回定例町議会)

第五回定例町議会は、さる十二月十五日(会期一日)開かれました。

提案された議案は、昭和四十六年度各会計の補正予算、老人医療の助成に関する条例、国民健康保険事業基金条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など十四件ですが、昭和四十五年度の一般、国保、病院、水道、宅地造成の各特別事業会計の決算認定を決算審査特別委員会に附託したほかいずれも原案どおり可決、また昭和四十六年度一般会計補正予

算(第四号)

現在までの総額四億二千八百八十八万八千円に、才入才出それぞれ二千八十六万八千円を追加し、予算の総額は、四億四千九百七十万六千円となりましたが、才入ではこの財源に、地方交付税一千七百九十一万五千円、道支出金四千、国庫支出金(減)三百五十五万五千円、その他五十五万円などが見込まれています。

また才出では、各種の建設事業費の増減で七百五万七千円、物件費五百三十七万七千円、職員給与等の改正に伴う人件費三百七十一万六千円、老人医療費助成などの補助等二百六十円、その他二

百八万八千円となっています。

▽昭和四十六年度の各特別会計(国保、水道、病院)補正予算

補正後の額はそれぞれ次のとおりです。

単位千円

会計名	既定額	補正額	補正後の額
國民健康保険	78,634	4,881	83,515
水道事業	9,283	193	9,476
病院事業			
収益的収入及び支出(収入)	146,964	22,144	169,108
〃(支出)	150,455	22,144	172,599
資本的収入及び支出(収入)	19,668	316	19,984
〃(支出)	20,360	624	20,984

特別会計予算

▽職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院の勧告に基き国や道の職員の給与改定に準じ町職員の給与など改正されました。

▽老人医療費の助成に関する条例について

内容については本紙の三頁に登載しておりますが、条例の内容は次のとおりです。

(目的)

第一条 この条例は、老人に対し

医療費の一部を助成することにより、もって保健の向上に資するともに、老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号のいづれかに該当するものをいう。

(1) 健康保険法(大正一一年第七十号)

(2) 船員保険法(昭和一四年法律第七三号)

(3) 日雇労働者健康保険法(昭和二八年法律二〇七号)

(4) 私立学校教職員共済組合法(昭和二八年法律第二四五号)

(5) 公共企業体職員等共済組合法(昭和三二年法律第一三四号)

(6) 国家公務員共済組合法(昭和三三年法律第一二八号)

(7) 地方公務員等共済組合法(昭和三七年法律第一五四号)

2、この条例において「医療費」とは、対象者に係る医療費のうち、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付又は家族療養費の支給を受けた場合において、当該対象者が自己負担すべき額をいう。

3、この条例において「附加給付」とは、社会保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の療養に要した費用のうち、自己負担すべき額について同法の規定により、当該対象者が負担するものとされるものをいう。

雨、雪道はスベります

- スノータイヤ、チェーンの用意を
- 車間距離は、ふだんの2倍以上
- ブレーキは、早めに小刻みに



(対象者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、

奥尻町の区域内に住所を有する

70才以上の者であって、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）による生活保護を受ける者を除く。

(1) 国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）による老齢福祉年金を受けている者
 (2) 国民年金法による老齢福祉年金の受給権者であって、同法第二十条の規定によし老齢福祉年金以外の年金を受けている者

(受給資格証の提示)

第七条 受給資格者は、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局その他のもの（以下「医療担当者」という。）において治療、薬剤の支給等を受ける際、当該医療担当者等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の方法)

第八条 医療費の助成は、町長がその助成する額を医療担当者等に支払うことにより行うものとする。

2、町長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかるわらず、受給資格者に支払うことにより行うことができる。

(権利の消滅)

第一三條 この条例による助成を

受けることができる権利は、受給資格者が医療担当者等において療養を受けた日の翌月の初日から起算して二年を経過したと除して得た額とする。（についてて、その金額を助成する。）

（受給資格者の登録）

第五条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところ

により、受給資格登録申請書を提出して、老人医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第六条 町長は、前条の規定により登録の申請があつた場合において、医療費の助成を受ける資格があると認めたときは、当該申請者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格証を交付する。

(1) 氏名又は住所を変更したとき
 (2) 第三条の規定に該当しなくなったとき

第十条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による受給資格をそう失するものとする

(1) 第三条の規定に該当しなくなったりなったとき
 (2) 死亡したとき

(3) 奥尻町の区域内に住所を有しなくなったりなったとき

(譲渡又は担保の禁止)

第一条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第二条 町長は、偽り、その他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部、又は一部を返還させることができるもの。

(助成費の返還)

二、町長は、偽り、その他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部、又は一部を返還させることができるもの。

(権利の消滅)

第一三條 この条例による助成を

受けることができる権利は、受給資格者が医療担当者等において療養を受けた日の翌月の初日から起算して二年を経過したと除して得た額とする。（についてて、その金額を助成する。）

（届出義務）

第九条 受給資格者は、次の各号

のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し

必要な事項は、規則で定める。

この条例は、昭和四七年一月一日から施行する。

（奥尻町立社会福祉館条例の一部を改正する条例について）

奥尻町立社会福祉館条例の一部を改正するため一部改正されました。

本年度に建設した、富里、東風

泊の両へき地保健福祉館の利用基準などを、この条例に基づいて運営するため一部改正されました。

奥尻町国民健康保険事業基金条例についての国民健康保険事業の健全な財政運営をはかるため、毎年度の決算上に生じた剩余金の二分の一を下らない額を基金とし積立て、災害等による減収額の補てんなど特別な才出を必要とする場合の基本積立のための条例です。

本町における国民健康保険事業の健全な財政運営をはかるため、毎年度の決算上に生じた剩余金の二分の一を下らない額を基金とし積立て、災害等による減収額の補てんなど特別な才出を必要とする場合の基本積立のための条例です。

△寄付採納について

△奥尻中学校校舎新築記念事業協賛会より学校用教材の寄付採納によるものです。

△寄付されたものは次のとおりです。

二、オーバーヘッドプロジェクト

△一般職員の給与改定による均一化並びに物価指数など考慮され、町長、助役、収入役の給与が次の

ように改正されました。

町長月額一八万五千円あるを

二二一万円に

助役月額一四万円あるを

二二一万円に

収入役一二万五千円あるを

一六万円に

△議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

する条例について

次とのおり改正されました。

議長月額二万六千円あるを

二万三千円に

副議長月額二万二千円あるを

二万五千円に

議員月額一万九千円あるを

二万二千円に

46年度農業基本調査にご協力を

本町農業の実態を明らかにするとともに、農業施策に必要な基礎資料となります。

調査期日は2月1日現在で行われます。

各部落の調査員が該当する家庭をおたづねしますので協力ねがいます

